

お客様各位

伊万里信用金庫

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は、伊万里信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫は「ことら送金」の取扱いを開始することに伴い、下記のとおり当座勘定規定を改定いたしますのでお知らせします。

尚、改定後の新規約は、規約改定前よりお取引をいただいておりますお客さまにも適用させていただきます。

記

- 改定となる利用規定  
当座勘定規定（一般用）
- 改定日  
令和5年8月23日（水）
- 主な改定内容

改定内容
<u>2023年8月現在</u>
第1条（当座勘定への受入れ）～ 第8条（手形、小切手用紙） — 省略 —
第9条（支払の範囲）
（1）
<u>（2） 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u>
（3）
第10条（支払の選択）～ 第32条（規定の変更） — 省略 —

※改定箇所は赤字下線部です。改定とならない条項については省略しております。

以上